

与党税制改正大綱

- 株式 10% 税率 2 年延長 -

制度調査部
吉井 一洋

上限金額は配当 100 万円、譲渡益 500 万円

【要約】

2007年12月13日に、与党の2008年度税制改正大綱が決定された。

株式の税制については、次のように改正することとされている。

現在の10%税率は、上場株式等の配当も譲渡益も、2008年末で廃止する。

上場株式等の配当は、2009年、2010年の2年間、年間受取金額100万円以下の部分に対し10%税率を適用する。

上場株式等の譲渡益は、2009、2010年の2年間は、年間500万円以下の部分に対し10%税率を適用する。

2009年から上場株式等の配当と譲渡損失の通算を認める。2010年からは特定口座での損益通算を認める。

1. 新証券税制案の概略

2007年12月13日に与党の2008年度税制改正大綱が公表された。大綱で示された上場株式の配当・譲渡益の税制改正案の概略は次のとおりである。

上場株式等の配当・譲渡益の軽減税率は2008年末をもって廃止する。

それと共に、個人株主が受け取る上場株式等の配当・譲渡益（公募株式投資信託の分配金・譲渡益等、現在10%の税率が適用されているものを含む、以下同じ）に対し、次の措置を設ける。

2009年1月1日から2010年12月31日まで、配当に対する源泉徴収税率は10%とする。

2009年、2010年の各年において、受取配当が

- ・ 年間100万円以下の場合は、申告不要、税率10%の申告分離課税又は総合課税の選択制
- ・ 年間100万円超の場合は、申告分離課税（税率は年間100万円以下の部分は10%、100万円超の部分は20%）と総合課税の選択制
- ・ 申告分離課税を選択した場合は上場株式等の損失との損益通算（下記）、総合課税を選択した場合は配当控除の適用を認める。

2009年、2010年は、上場株式等の譲渡益のうち

- ・ 年間500万円以下の部分は税率10%
- ・ 年間500万円超の部分は税率20%とする。

2009 年以降、上場株式等の譲渡損は、上場株式等の配当（申告分離課税を適用する場合のみ）と通算できる。2010 年 1 月を目途に、源泉徴収付特定口座での損益通算を認める。損益通算に金額の上限は設けない。

年間の受取配当、譲渡益が限度額内に収まっているか否かを確認するため、2009 年以降は、源泉徴収付特定口座についても、特定口座年間取引報告書の税務署への提出が義務付けられる。

図表 1 上場株式等の配当の課税方法・税率（与党大綱）

	2009 年	2010 年	2011 年以降
源泉徴収税率	10% ¹		20% ²
年間受取配当が 100 万円以下の場合 ³	課税方法は以下の選択 ⁴ ・ 申告不要（実質 10% ¹ 源泉分離課税） ・ 申告分離課税（税率 10% ¹ ） ・ 総合課税（累進税率）		課税方法は以下の選択 ⁴ ・ 申告不要（実質 20% ² 源泉分離課税） ・ 申告分離課税（税率 20% ² ） ・ 総合課税（累進税率）
年間受取配当が 100 万円超の場合 ³	課税方法は以下の選択 ⁴ ・ 申告分離課税 ・ 総合課税（累進税率）		
・ 100 万円以下の部分	申告分離課税を選択した場合の税率は 10% ¹		
・ 100 万円超の部分	申告分離課税を選択した場合の税率は 20% ²		
譲渡損との損益通算	申告分離課税を選択した場合にのみ可能		
特定口座 ⁵ での受取	不可	可（予定） 年間受取配当 100 万円超の場合 ³ は、確定申告が必要	可 確定申告を選択可能
特定口座 ⁵ での損益通算	不可	可（予定） （以下の場合には申告分離課税の選択が条件 ・ 年間受取配当 100 万円超 ³ ・ 年間受取配当額 100 万円以下 ³ で確定申告した場合）	可 （確定申告をした場合は、申告分離課税の選択が条件）
特定口座 ⁵ での損益通算後の配当に対する源泉徴収税率	-	10% ¹	20% ²
配当控除	総合課税の場合にのみ可能（国内上場株式等に限る）		

1 所得税 7%、個人住民税 3%

2 所得税 15%、個人住民税 5%

3 年間の支払金額が 1 万円以下の銘柄を除く。ただし、特定口座に関しては、1 万円以下の銘柄を除かない金額による可能性もある。他の口座で上場株式等の配当を受け取っている場合は、これと合算した金額による。4 ページ「(4)100 万円の上限金額の考え方」を参照

4 選択が銘柄ごとに可能か否かは現在確認中

5 源泉徴収付の特定口座

図表 2 上場株式等の譲渡益の課税方法・税率（与党大綱）

	2009 年	2010 年	2011 年以降
年間の譲渡益が 500 万円以下の部分	申告分離課税（税率 10% ¹ ）		申告分離課税 （税率 20% ² ）
年間受取配当額が 500 万円超の部分	申告分離課税（税率 20% ² ）		
譲渡損の配当との損 益通算	配当についても申告分離課税を選択した場合にのみ可能 3 年間の繰越控除可能（翌年以降 3 年間の配当・譲渡益との損益通算可能）		
特定口座 ³ での配当 との損益通算	-	可	
特定口座 ³ の源泉徴 収税率	10% ¹	20% ²	

- 1 所得税 7%、個人住民税 3%
- 2 所得税 15%、個人住民税 5%
- 3 源泉徴収付の特定口座

2. 配当課税

(1) 10% 税率の対象となる配当

上場株式等の配当には、現在 10% 税率が適用されている配当が含まれる。即ち、上場株式の配当、公募株式投資信託の分配金、ETF の分配金、上場 REIT の分配金、外国上場株式の配当、外国公募株式投資信託の分配金などが含まれる。

ただし、公募株式投資信託の償還又は解約による収益分配金については、2009 年以降は、配当ではなく譲渡益として取り扱われる。したがって、償還・解約時の分配金とみなし譲渡損益との区分も無くなるものと思われる。

大口株主（発行済株式総数の 5% 以上を保有する個人株主）が受け取る配当は、10% 税率の対象とならず、20% の税率で源泉徴収される。課税方法も、現行と同様に、原則総合課税となる。申告分離課税による損益通算も認められない模様である。

(2) 課税方法・税率

2009 年 1 月 1 日以後、個人が支払を受けるべき上場株式等の配当の源泉徴収税率は 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）とする。

ただし、2009 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日までの間（2 年間）は、個人が支払を受けるべき上場株式等の配当（大口株主が支払を受けるものを除く）に対する源泉徴収税率を 10%（所得税 7%、

個人住民税 3%)とする(注1)。この場合、上場株式等の配当(年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く)の金額の合計額が100万円を超える個人に対しては、その年中に受け取った配当のうち10%の税率で源泉徴収された配当について申告不要の適用はない。

(注1)大綱では、個人株主を想定した記述となっており、法人株主が受け取る上場株式等の配当に対する源泉徴収税率(現行は所得税のみ7%)についても、軽減税率が適用されるかは不明である。現行税法の規定上は、個人株主と法人株主を区分していない。

2009年1月1日以後に、個人が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、税率20%(所得税15%、個人住民税5%)の申告分離課税の適用を受けることができる。ただし、2009年1月1日から2010年12月31日までの間(2年間)は、各年において申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については、10%(所得税7%、個人住民税3%)の税率を適用する。なお、申告分離課税を選択した場合は、譲渡損の損益通算ができる。

(3)特定口座での受取り

2010年1月からは証券会社の特定口座でも、配当の受け取りと源泉徴収が可能となる予定である。

証券会社を通じて支払われる上場株式の配当については証券会社、証券会社・銀行が支払事務を取り扱う公募株式投資信託の収益分配金等については、証券会社・銀行が源泉徴収義務者となる。

特定口座の源泉徴収税率は、2009年、2010年は10%(所得税7%、個人住民税3%)となる。この方法では、2010年に源泉徴収付特定口座で上場株式等の配当を受け取る場合、他の口座で受け取った上場株式等の配当と合わせて年間受取配当額が100万円以下であれば、確定申告をする義務は無い。100万円を超える場合に、確定申告により不足分を納税することになる。

(4)100万円の上限金額の考え方

年間の上場株式等の配当の合計額が100万円以下であるか否かに関しては、申告不要の適用が受けられるか否か判断する場合と、申告不要の適用が受けられず申告分離課税を適用する場合に、10%の税率を適用する部分と20%の税率を適用する部分とを区分する際に確認する必要がある。

ア. 申告不要を適用できるか否かの判断

年間の配当金額が1万円以下の銘柄を除外して、年間の受取配当の金額が100万円以下か否かを確認する。しかし、2010年に源泉徴収付特定口座で受け取る配当金については、年間の配当金が1万円以下の銘柄を除外しないことを検討中の模様である。

上場株式等の譲渡損と損益通算前の配当の合計に基づいて、年間の上場株式等の配当の金額が100万円以下か否かを確認するのか、損益通算後の配当の合計に基づくのかも問題となる。顧客の納税事務負担を考えれば、損益通算後の金額によることが望まれる。しかし、損益通算するためには配当について申告分離課税を選択することが前提であることを考えれば、損益通算前の金額で判断することになる可能性がある。ただし、源泉徴収付の特定口座の場合は、申告分離課税選択前の時点

で既に同一口座内の譲渡損とは通算されているため、その特定口座での損益通算後の金額によることも考えられる。他の口座で上場株式等の配当を受け取っている場合は、これと合算した金額による。

イ．適用税率 10%の部分と 20%の部分区分

申告分離課税を選択した場合に、年間の上場株式等の配当の金額のうち、100 万円以下の部分と 100 万円超の部分区分にあたり、年間の配当金が 1 万円以下の銘柄を除外するかどうか問題となる。この場合も、1 万円以下の銘柄を除外することとなる模様である。しかし、2010 年に源泉徴収付特定口座で配当金を受け取る場合は、アの場合と同様に、年間の配当金が 1 万円以下の銘柄を除外しないことを検討中の模様である。

年間の上場株式等の配当の金額のうち、100 万円以下の部分と 100 万円超の部分とを区分するにあたり、上場株式等の譲渡損と損益通算前の配当の合計によるか、損益通算後の配当の合計によるかも問題となる。申告分離課税を選択した場合は、損益通算が可能となるので、損益通算後の金額により判断するのではないかと思われる。源泉徴収付の特定口座の場合も、同様である。他の口座で上場株式等の配当を受け取っている場合は、これと合算した金額による。この際に、源泉徴収付の特定口座については、損益通算前の金額に基づき再計算を行うものと思われる。

3. 譲渡益課税

(1)10%税率の対象となる譲渡益

上場株式等の譲渡益には、現行制度において現在 10%税率が適用されている譲渡益が含まれる。即ち、上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場 REIT、外国上場株式、外国公募株式投資信託の譲渡益などが含まれる。

さらに、公募株式投資信託の償還又は解約による差益も 2009 年以降は、譲渡益として取り扱われる。

(2) 課税方法・税率

上場株式等の譲渡益の税率は、2009 年 1 月 1 日以後は、20%（所得税 15%、個人住民税 5%）とする。

ただし、特例措置として、2009 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日までの間（2 年間）は、各年の上場株式等の譲渡益の金額のうち、500 万円以下の部分については、10%（所得税 7%、個人住民税 3%）の税率を適用する。

(3)特定口座

現在、証券会社の源泉徴収付特定口座については、確定申告は義務付けられていない。しかし、2009 年、2010 年において、上場株式等の年間譲渡益が、他の口座の上場株式等の譲渡益と合わせて 500 万円を超える場合は、確定申告が必要となる。

4. 損益通算

図表3 株式譲渡損益、配当、株式投資信託の分配金の損益通算・繰越控除

(現行)

	上場株式等の譲渡益	未上場株式の譲渡益	上場株式の配当	非上場株式の配当	公募株式投資信託			先物・オプション取引の利益	3年間の繰越控除
					期中分配金	解約・償還差益	譲渡益		
上場株式等の譲渡損			×	×	×	×		×	
未公開株式等の譲渡損			×	×	×	×		×	×
公募株式投資信託の解約・償還損			×	×	×	×		×	
公募株式投資信託の譲渡損			×	×	×	×		×	
先物・オプション取引の損失	×	×	×	×	×	×	×		(先物・オプション取引の利益から控除)

(与党大綱での改正案)

	上場株式等の譲渡益	未上場株式の譲渡益	上場株式の配当	非上場株式の配当	公募株式投資信託			先物・オプション取引の利益	3年間の繰越控除
					期中分配金	解約・償還差益	譲渡益		
上場株式等の譲渡損		2		×				×	
未上場株式の譲渡損	2		×	×	×	×	2	×	×
公募株式投資信託の解約・償還損		2		×				×	
公募株式投資信託の譲渡損		2		×				×	
先物・オプション取引の損失	×	×	×	×	×	×	×		(先物・オプション取引の利益から控除)

- 1 網掛け部分が、与党案で新たに損益通算可能となる部分
- 2 現行制度の取扱いを維持した場合の取扱い。与党大綱には明確な記述は無い。

(1) 損益通算の範囲

上場株式等には、現在、配当・譲渡益に10%税率が適用されている上場株式等が含まれる。即ち、上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT、外国上場株式、外国公募株式投資信託などが含ま

れる。現行税制と与党の大綱での税制案での損益通算が可能な範囲を示すと、前ページの図表 3 のとおりである。

上場株式等の譲渡損が控除できるのは、上場株式等の配当のうち、申告分離課税を選択した配当のみである。申告不要や総合課税の場合は控除できない。

なお、現行制度では上場株式等の譲渡損益と非上場株式等の譲渡損益との損益通算は可能であるが、大綱ではこの取り扱いについての明確な記述は無い。仮に上場株式等と非上場株式等の間で損益通算が可能であったとしても、非上場株式等の譲渡損を上場株式等の配当、上場株式等の譲渡損を非上場株式等の配当から控除することはできないと思われる。

(2) 損益通算の上限

損益通算には金額の上限は設けられない。

(3) 繰越控除

2009 年以降の譲渡により生じた上場株式等の譲渡損については、2009 年の上場株式等の配当だけでなく、翌年以降 3 年間の上場株式等の配当と通算することも認められる。

さらに、2006 年から 2008 年の間に生じた上場株式等の譲渡損で 3 年間の繰越控除を適用している損失(2008 年以前に既に控除済みの部分を除く)についても、2009 年以降の上場株式等の配当(2006 年に生じた譲渡損は 2009 年の配当、2007 年に生じた譲渡損は 2009、2010 年の配当、2008 年に生じた譲渡損は 2009～2011 年の配当)から控除することができる。

(4) 損益通算の順序

上場株式等の配当(申告分離課税)が年間 150 万円ある場合、50 万円については 20%の税率、100 万円については 10%の税率が適用される。仮に、150 万円の配当の他に上場株式等の譲渡損が 60 万円ある場合、税率の適用がどのようになるかは、大綱では必ずしも明確にされていない。控除後の配当が 90 万円なので、配当に対しては全て 10%の税率が適用されると考えるべきか、それともまず、10%の税率が適用される 100 万円部分から先に控除すると考えるべきかによって税負担が異なる。前者の場合は、税負担は 9 万円(=90 万円×10%)となるが、後者の場合は 14 万円(=50 万円×20%+(100 万円-60 万円)×10%)となる。

「(4)100 万円の上限金額の考え方」の「イ.適用税率 10%の部分と 20%の部分を区分」で述べたように譲渡損と通算した後の配当の額で判断する場合は、前者の考え方によることになる。

(5) 配当控除との調整

配当控除は総合課税を選択した場合のみ可能である。したがって、配当控除と損益通算を両方適用することはできず、いずれかを選択することになる。

(6) 特定口座（源泉徴収付特定口座）での損益通算

2009 年の上場株式等の譲渡損と配当について損益通算する場合は、確定申告を行う必要がある。

2010 年 1 月からは証券会社の源泉徴収付特定口座でも、配当の受け取りと源泉徴収が可能となる予定である。予定通り源泉徴収が可能となれば、2010 年以降は、源泉徴収付特定口座内において、配当と譲渡損を通算できることになる。特定口座の年間の損益通算後の利益に対して証券会社が税額を源泉徴収し、翌年 1 月 10 日までに納付する。他の口座の株式等の譲渡益や上場株式等の配当との通算を行う場合や、繰越控除を行う場合は、確定申告が必要である。この場合、特定口座内での損益通算前の金額に基づき、再計算を行うことになるものと思われる。

5. 支払調書・特定口座年間取引報告書

配当や譲渡益に対する 10% 税率適用に上限金額が設けられることにより、各納税者の年間の上場株式等の受取配当の金額や年間の譲渡益の金額が限度額以内に収まっているか否かを、税務当局は確認する必要がある。そのため、一般口座における支払調書の提出だけでなく源泉徴収付特定口座であっても年間取引報告書の税務署への提出が求められる。

(1) 支払調書

支払調書については、現在、配当は 1 銘柄あたり 1 回 10 万円（年 1 回配当の場合）超、譲渡益については 1 回の譲渡対価の支払額が 30 万円超又は同一人への年間の譲渡対価の支払金額が 100 万円超の場合に提出が求められている。

ア. 配当の支払調書

与党大綱案では、10% の税率の適用を受ける配当、即ち、2009 年、2010 年の間に受け取る上場株式等の配当（大口株主への配当を除く）については、上記の提出不要限度額に関係なく、支払調書を税務署に提出することとしている（注 3）。

（注 3）2011 年以降は、上場株式等の配当のうち、上記の限度額以下のものについては、再び支払調書の提出は不要になるものと思われる。

配当の支払調書は、源泉徴収付特定口座で受け取る配当についても提出が求められる可能性がある。

上場株式等の配当については、支払調書の他に、2009 年からは支払配当額等を記載した支払報告書を、配当を受け取る顧客に送付しなければならない。ただし、源泉徴収付特定口座に関しては、下記（2）の特定口座年間取引報告書に配当の金額等を記載し顧客に送付するので、支払報告書の送付は免除される。

イ. 譲渡益の支払調書

与党大綱では、上場株式等の譲渡益については、取扱いを変更する旨の記述は無い。ただし「その他所要の整備を行う」との記述があり、この中に支払調書提出限度額変更等が盛り込まれている可能性もある。

(2)特定口座年間取引報告書

現行制度では、源泉徴収無しの特定期口座（簡易申告口座）では、支払調書に代えて特定期口座年間取引報告書が税務署等に提出されるが、源泉徴収付の特定期口座の場合は、特定期口座年間取引報告書の提出が義務付けられていない。

与党大綱では、2009年1月1日以後は、源泉徴収付特定期口座について、特定期口座年間取引報告書の税務署への提出を義務付けることとしている。

源泉徴収付特定期口座で、2010年1月から上場株式等の配当の受入れが開始した後は、特定期口座年間取引報告書に、その特定期口座で受け入れた配当等の額等を記載しなければならない。

(3)確定申告時の添付

上場株式等の配当金額を確定申告する場合には、支払報告者又は特定期口座年間取引報告書を添付しなければならない。

6. 将来の利子との損益通算

配当・譲渡益の10%税率の適用期限延長の2年という期限は、利子を含めた金融所得課税一体化の2011年からの実施を視野に入れてのものと思われる。早ければ2011年には、銀行のシステム対応が可能となる見込みとのことであり、公社債の利子・譲渡損益のみならず、預貯金の利子との損益通算が現実味を帯びてくる。

株式の配当・譲渡益の場合、利子とは異なり、法人段階・個人段階の二重課税の問題がある。税率を揃えるだけでは、税負担の中立性は保てない。利子との損益通算を開始するに当たって、どのように税負担のバランスをとるかを再検討することが望まれる。

なお、利子が損益通算の対象となった場合、損益通算の対象とする利子についても支払調書の提出が求められる。特定期口座内で利子と損益通算する場合は、特定期口座年間取引報告書に利子に関する情報（利子の金額と口座を特定できる情報等）を記載することになる。

特定期口座を用いた損益通算の対象に預金の利子が加わった場合でも、証券会社の特定期口座では預金は取り扱えず、預金の利子と、株式・公募株式投資信託の譲渡損益との損益通算はできない。

一方、銀行の特定期口座では公募株式投資信託の譲渡損益と預金利子との通算は可能だが、株式の譲渡損益との通算はできない。しかし、証券（金融商品）仲介業務を行っている銀行の場合、当該業務を通じて行われた顧客の株式取引のデータを把握することは可能である。また、証券会社を傘下に持つ大手銀行グループの場合、顧客情報をグループで共有することで、顧客の株式取引の情報や納税資金を銀行の特定期口座に集約することも可能と思われる。銀行界では、ファイアーウォール規制の緩和の一環として、個人顧客の情報のグループ内での共有に関する規制の緩和を求めている。規制が緩和されれば、そのような対応は一層容易になる。

証券会社に特定口座を開設している顧客の利便性が、銀行に特定口座を開設している顧客の利便性と比べて劣ることのないよう、各業者の顧客間のイコールフットイングを確保するための制度設計を、今後検討していく必要がある。例えば、証券会社に特定口座の顧客が損益通算の対象としてある預金口座の利子を指定した場合、証券会社の特定口座に当該利子を送金し、証券会社の特定口座で損益通算できるようにするなどの対応が考えられる。

7. 今後の予定

今回の与党案は、金融庁案と財務省案の折衷と報じられている。金融庁案では、配当の10%税率については、金額も期間も制限は設けられていなかったが、財務省案を支持する公明党の意向により、100万円という上限金額、2年という期限が設けられたとのことである。

配当の上限を設けることにより、分配金の多い株式投資信託への投資は行いにくくなる。例えば、富裕層でなくても、2000万円程度の退職金で毎月分配型の投資信託を買い、生活資金として毎月9万円ずつ分配金を受け取っている場合でも、限度額を超過してしまう。また、日本企業の配当性向が低いとの指摘がある中で、企業が配当を増やそうとしても、高配当銘柄には逆に投資しにくくなるという影響も予想される。

さらに、今までは年間取引報告書の提出が不要であった源泉徴収付の特定口座について、年間取引報告書の提出が必要となり、取引の内容が税務当局に把握されることになり、投資家の心理に与える影響も懸念される。

例年であれば、与党の大綱がそのまま法案となり、国会で可決される。しかし、今回は参議院での審議において民主党との調整が必要となろう。報道によれば、民主党では配当に関しては10%税率の恒久化、譲渡益については2009年から本則の20%税率に戻す案を検討中と報じられており、今後どのような調整が行われるか注目されるところである。